

城北地区防災計画



2025年(令和7年)6月 Rev.1

城北地区防災協議会

(城北地区住みよい町づくり協議会・城北地区防災連合会)

【目 次】

はじめに	3
I. 地区の概要と災害リスク	4
1. 地区の範囲	
2. 地区の社会特性	
3. 地区の災害リスク	
(1)過去の災害	
(2)災害の考え方	
(3)被害想定	
II. 地区防災計画	8
1. 地区防災の活動目標	
2. 地区防災の組織体制	
(1)平常時	
(2)災害発生時または災害の発生確率が極めて高い場合	
3. 地区の防災活動	
(1)平常時	
(2)災害発生時	
4. 町会の防災活動	
(1)平常時	
(2)災害発生時	
5. 町会別資料	
III. 防災タイムライン 地震と他の災害	17
1. 地震用 マイ・タイムライン	
2. 風水害・土砂災害用 マイ・タイムライン	
IV. 防災関係施設、関係機関	23
1. 防災関係諸施設	
(1)指定避難所および指定避難場所	
(2)指定緊急避難場所	
(3)指定避難駐車場	
(4)ペット同伴専用避難所	
(5)防災緑地	
(6)福祉避難所	
2. 関連機関・施設の連絡先等	
V. その他	27
1. 城北公民館独自保有防災資機材リスト 別紙	
2. 城北地区14町会概要	
3. 城北地区危機管理規程	
4. 城北地区防災協議会会則	
5. 城北地区防災計画策定委員会名簿	

はじめに

「地区防災計画」について

- ① 城北地区防災計画は、城北地区の私たちみんなが、お互いに地区内の人命・財産を守るための助け合い(共助)について、自発的に策定する「防災計画」です。
- ② 防災は「自助・共助・公助」の役割が重要です。城北地区の宝である“ふれ愛”活動により、災害時等の共助(“ささえ愛”)の部分を膨らませていくための「防災計画」です。
- ③ この城北地区防災計画は完成形ではありません。計画に基づいて継続的に行動することで、意見を出し合い改善すべき点を見直します。

- 近年、気象災害・土砂災害等が多発しています。今後発生が危惧されている糸魚川―静岡構造線活断層帯地震では最大マグニチュード(M)を全体で 8.5、諏訪湖付近から北(松本盆地東縁断層、牛伏寺断層を含む区間)で M8.0 と想定されています。
- こうした広域災害に備え、自助・共助の役割が大変重要です。
- また、平成25年災害対策基本法に、自助・共助に関する規定が追加され『地区防災計画制度』が創設されました。
- こうした点から地区内における共助による防災活動を強化する必要があります。
地区住民の命・財産を守るために、人間力、地域力、暮らし方を創造していく。これはすなわち「町づくり」と基本的に同じ取り組みです。

④ できることから始めます。

- ⑤ 作成した『城北地区防災計画』は市の防災会議に提案し市の地域防災計画の中に掲載することができます。そのため地区の防災活動と市の防災の取り組みの連携が図られます。

- 城北地区では過去に「松本サリン事件」の現場となりました。このような大事件は「地域社会に重大な被害を生じる現象」＝「危機」といえます。
危機は地震等の自然現象も大規模火災、大事故や事件、交通事故、感染症やテロ行為等の人為的災害も含むことになります。
- 城北地区として、自然災害と人為的災害に対する危機管理の必要性が増しています。

I. 城北地区の概要と災害リスク

1. 城北地区の範囲

城北地区は、国宝の「松本城」「開智学校」の北方に位置し、大門沢川と西大門沢川が流れ、地区最南端で合流している。

東に安原地区、西に白板地区、南に中央地区、北は岡田地区と隣接しており、14 町会で構成されている。

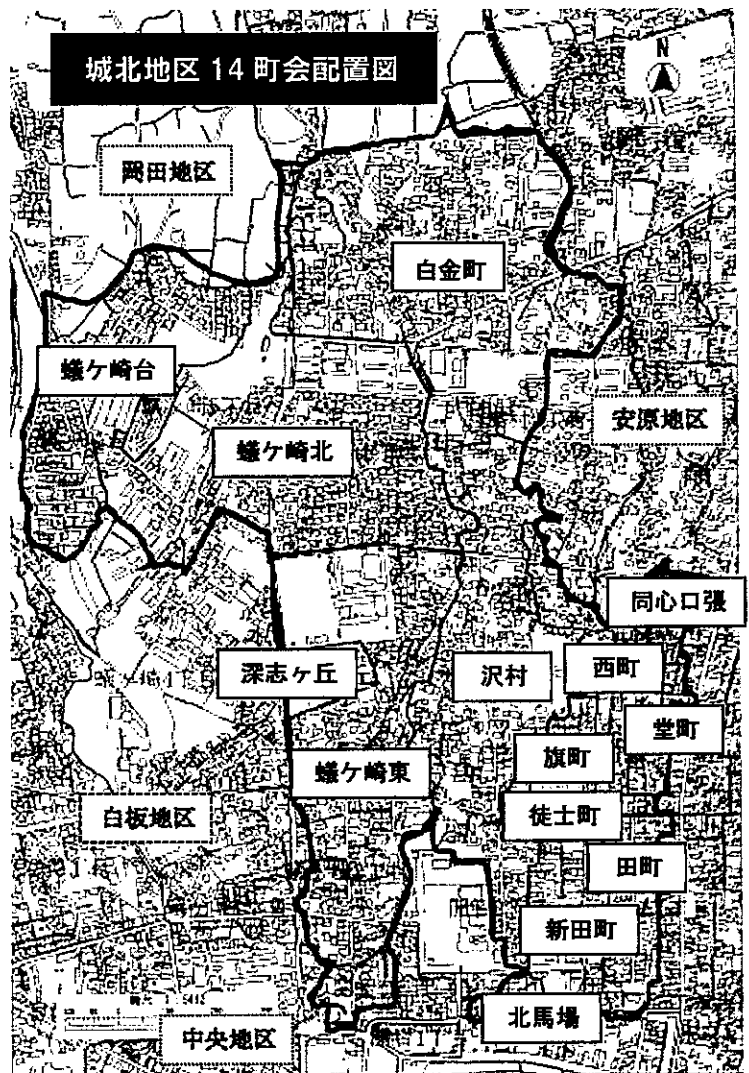
地形的には女鳥羽川が運搬してきた砂礫による扇状地であり北から南に傾斜している。

2. 城北地区の社会特性

城北地区内には、長野地方法務局松本支局や松本市中央図書館、沢村市民プール、沢村庭球場、松本深志高校、気象庁松本観測所等の公立施設がある。

現在、地区内建物の多くは一般の住宅である。松本市の歴史的背景から道路は狭隘であるところが多い。

市街地に住居表示がなされた後も、町会名は大半が江戸時代の旧町名、村の名前等を踏襲している。



3. 城北地区の災害リスク

(1) 過去の災害

松本市地域防災計画令和 5 年 3 月修正分の資料編 地震・風水害・雪害の記録より一部抜粋、一部加筆あり

ア. 地震



災害発生年月日・ 『災害名称』	M マグニチュード	被害状況等
841(承知 8)	6.5	松本震央、塙屋(かきや; 囲いや家屋)が倒壊
1791.7.23(寛政 3.6.23)	6.7	松本城の塙 30 間倒れ、諸士居宅 79、百姓家 416、土蔵 316 崩れる。多くの町屋、土蔵に亀裂
1847.5.8(弘化 4.3.24) 『善光寺地震』	7.4	松本領内 1900 か所の山崩れ、犀川がせき止められ数十か村が水没、4.13 に決壊洪水が生じた。
1854.12.23(嘉永 7.11.4) 『安政東海地震』	8.4	家屋倒壊 52、焼失 51、死者 5 人
1979(昭和 54).3.2	3.7	墓石の転倒、移動、棚からの物の転落等の被害
2011(平成 23).6.30 『長野県中部地震』 (松本地震)	5.5	松本市最大震度5強。 死者1人、重傷3人、軽傷14人、家屋半壊24、一部損壊6,116、避難者 158 人 [2012(平成 24)2.6 現在]

イ. 風水害



災害発生年月日・原因 『災害名称』	災害箇所・被害地域	被害状況等
1959(昭和 34)9.25~27 『伊勢湾台風』	全市 瞬間最大風速 33.6m 降雨量 64mm	記録的な強風、家屋の全壊 17 戸、半壊 63 戸、床下浸水 22 戸、他農作物 (災害救助法適用)
1961(昭和 36)9.16 『第2室戸台風』	全市 瞬間最大風速 33.6m 降雨量 69.9mm	家屋の全壊 6 戸、半壊 207 戸、農作物被害額 4 億 6000 万円 (災害救助法適用)
1999(平成 11)6.30 梅雨前線豪雨	全市(庄内、出川、渚、 関智 、旭、本郷、他) 総雨量 125.6mm	床上浸水 33 戸、床下浸水 129 戸、土砂災害 10 か所、河川溢水 17 か所、道路崩壊 10 か所等 (梅雨災害対策庁内連絡会議設置)
2013(平成 25 年)9.16 『台風 18 号』	第 3、中山、 城北 、四賀、城東、鎌田、庄内の各地区 蟻ヶ崎 、入山辺、松南 総降水量 93.5mm 最大 1 時間雨量 18.5mm	床下浸水 5 戸、非住家床下浸水 2 戸、非住家一部損壊 1 戸、敷地内浸水 12 件、停電 20 戸、耕地被害 25 か所、林道被害 14 路線、市道被害 3 路線 (台風 18 号対策本部設置)
2019(令和 1)10.12 『令和元年東日本台風 (台風 19 号)』	全市 総降水量: 沢村 135.5mm	大雨特別警報発表 警戒レベル3発令 (対象女鳥羽川流域、および四賀) 指定避難所 8 か所開所 床下浸水2棟(赤怒田・ 関智) (台風 19 号対策本部設置)
2021 年(令和 3)8.12~15 停滞前線による大雨	全市 総降水量 243.5mm	松本市全域土砂災害警戒情報発表 指定避難所 43 か所開設、車両一時避難駐車場開設、床下浸水 7 戸、土砂流入 3 件、市道被害 27 か所 林道被害 35 路線 (災害対策本部設置)

ウ. 雪害



災害発生年月日	積雪量	被害状況等(市内全域)
1998(平成 10)1.15	69cm	人的被害なし 家屋被害なし
2001(平成 13)1.27	64cm	人的被害なし 家屋被害なし 1.2.3 次路線除雪 546km 雪捨て場 14 か所 農業ハウス被害 196 棟 用水路溢水 22 件対応
2014(平成 26)2.14 ～15	75 cm	転倒による負傷等 11 名 建物一部損壊 8 棟、床下浸水 1 棟 1.2.3 次路線除雪 1,015km 雪捨て場 9 か所 農業ハウス等被害 835 棟 用水路溢水 5 件対応
2016(平成 28)1.18 ～20	29 cm	救急車出動 24 件 家屋被害なし 1.2.3 次路線除雪 1,057km 雪捨て場 8 か所 農業ハウス等被害 42 棟 用水路溢水 10 件対応

エ. 火災 (丸の内消防署提供資料より) 令和6年以前10年間



発生場所	発生件数	火災種別	原因
蟻ヶ崎	10	建物火災 13 件	放火、放火の疑い 4 件
開 智	4	車両火災 1	配線器具 1
沢 村	4	その他火災 6	電気装置 1
北深志	2		コンロ 1
			火遊び 1
			溶接機・切断機 1
			ストーブ 1
			不明・調査中・その他 10

発生件数合計 20件

オ. 事件



発生年月日	事件名	概 要
1994(平成 6)6.27 午後 11 時頃	松本サリン事件	城北地区北深志地籍内で、オウム真理教により神経ガス「サリン」が散布された 死者 8 名、事件後約 270 名が病院を受診
2024(令和 6)1.27 午後 1 時 45 分頃	不審物	城東地区路上に不審なスーツケース 松本署と市の危機管理課が連携 現場から半径 150 メートルの範囲で立ち入り規制 住民に避難を呼びかけ(避難所;総合体育館) 結果、中身は空で 4 時間後に規制は解除された

(2) 災害の考え方

この城北地区防災計画は、当面、自然災害のうち大規模な地震や豪雨等が発生した場合を想定しているが、災害は「地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火」等の異常な自然現象のほか、「大規模な火事もしくは爆発」等の大事故、「不祥事や個人情報」等の事件、

この城北地区防災計画は、当面、自然災害のうち大規模な地震や豪雨等が発生した場合を想定しているが、災害は「地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火」等の異常な自然現象のほか、「大規模な火事もしくは爆発」等の大事故、「不祥事や個人情報流失」等の事件、「新型コロナウイルスや強毒性鳥インフルエンザ」等の感染症、「放射性物質の大量の放出、テロや戦争」といった国民保護に関する事案等の人為的災害も地域社会・日常生活に大きな影響を及ぼすことから「災害＝危機」として中長期的には幅広く危機管理ととらえることとする。

(3) 被害想定（松本市全域に関する大地震の場合 令和5年度松本市地域防災計画より一部抜粋）

想定地震と被害想定および想定条件は次のとおりとする。（M＝マグニチュード）

断層帯		糸魚川―静岡構造線断層帯（全体） 小谷村～松本市～ 山梨県富士川町	糸魚川―静岡構造線断層帯（北側） 小谷村～松本市～ 塩尻市	境峠・神谷断層帯 松本市安曇～ 木曾郡木祖村～伊那市
規模		震度7(M8.5)	震度6強(M8.0)	震度6強(M7.6)
想定条件		冬18時強風風速		
被害 想定	建物被害 全壊・焼失・半壊	44,160 棟	9,790 棟	1,190 棟
	人的被害 死者・重傷者・負傷者	8,450 人	1,590 人	170 人

ライフライン	支障日数	生活への影響
電気(停電)	1～11 日	家電が使用できない様々な影響が生じる。 スマホやテレビからの情報がとれない。
ガス(停止)	12～46 日	ガス使用の調理不可、お風呂に長期間入れず。 不衛生で感染症の原因になりやすい。
水道(断水)	6～90 日	水洗トイレがつかえない、給水拠点での水の確保が必要。

震度6強～震度7の場合、当地区のライフラインへの影響(防災科学研究所 地震10秒診断より)

Ⅱ. 地区防災計画

1. 地区防災の活動目標

- ① 城北地区の防災力を高めるため、住民の防災意識を啓発する。
- ② 防災訓練等を通じて、迅速・確実な安否確認と避難の体制を構築する。
- ③ 城北地区における防災力を高めるため、必要な防災資機材、物資等の備蓄に努める。
- ④ 高齢者など要支援者注1等に十分配慮した防災、避難支援体制を構築する。
- ⑤ 災害時要配慮者注2および社会的弱者については、防災活動上においても特に留意する。
- ⑥ 城北地区内での安全・安心な生活のため関係する公的機関等に協力して危機管理を行う。

注1 要支援者……………災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などに困難がある人

注2 災害時要配慮者…高齢者、障がい者、児童、傷病者、難病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊婦など特に配慮を要する者

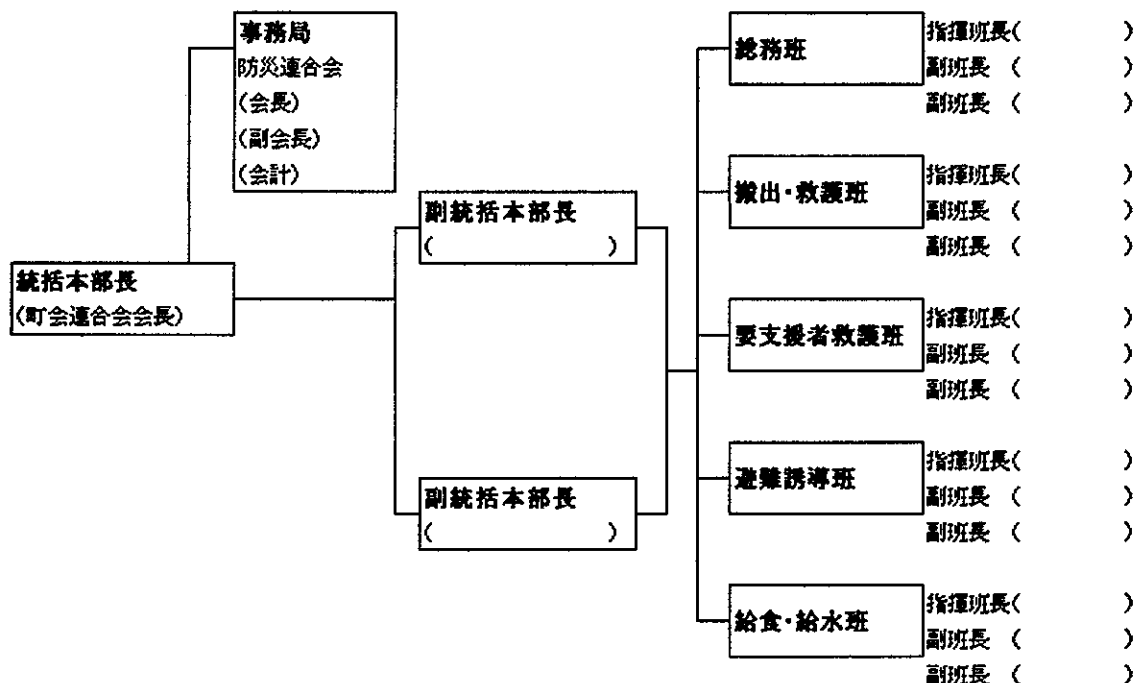
2. 地区防災の組織体制

(1) **平常時**

城北地区の防災計画を策定し防災活動を推進する組織として、平常時は『**城北地区防災協議会**』が防災計画に基づき、防災活動を推進する。

また、事務局として「**城北地区防災連合会役員**」が地区防災活動の計画・立案に当たる。

ア. 平常時における防災協議会組織図



イ. 避難所運営委員会

避難所ごとに関係する町会で避難所運営マニュアル別途作成する。

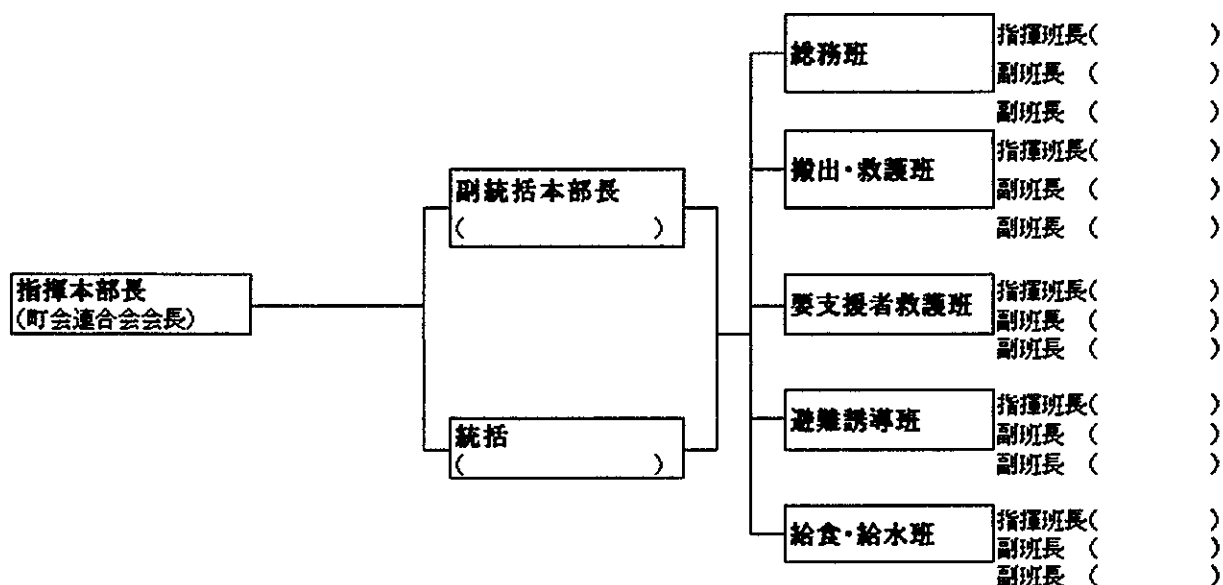
町会別想定避難所は後述部分参照。

指定避難所	関係町会
城北公民館(指定緊急避難所)	全14町会
松本深志高等学校	蟻ヶ崎北、蟻ヶ崎台、深志ヶ丘、白金町、西町(7～9組)
開智小学校	蟻ヶ崎東、田町、新田町、北馬場、沢村、徒士町、旗町
旭町小学校	西町(1～5組)、堂町
信大付属松本中学校	同心口張

(2) 災害発生時または災害の発生確率が極めて高い場合

城北地区町会連合会会長を委員長(本部長)とする「城北地区危機管理委員会」を組織し対応に当たる。

災害発生時または高確率の災害発生予測時の編成表



3. 地区の防災活動

(1) 平常時

城北地区住みよい町づくり協議会(安全の部会・健康の部会・福祉の部会)および城北地区防災連合会の活動と、新設の防災協議会による地区防災計画の原案決定(定期的な見直しを含む)により、以下のような地区防災活動を推進する。

また、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係者や各町会とともに個人情報とプライバシーを十分尊重したうえで災害時避難行動要支援者、災害時要配慮者(高齢者、障がい者、透析者、在宅酸素患者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等)の状況把握とより良い支援の方策、個別避難計画について検討を行う。

年間の活動計画

◎重要活動:最優先

○有効活動:積極的

☆:効果的活動:主体的

項目	具体的内容	実施時期
①防災訓練 ◎	町会ごとの訓練や地区合同防災訓練を開催する。 ・避難訓練 ・消火訓練 ・情報収集・伝達訓練 ・救出、救護訓練 ・給食、給水訓練 ・その他の訓練 ・上記を2つ以上含む総合訓練	年1回(町会ごと) 2年に1回(地区)

◎重要活動:最優先 ○有効活動:積極的 ☆:効果的活動:主体的

項目	具体的内容	実施時期
②防災意識の普及、啓発 ◎	町会ごとの普及啓発行動 ・防災組織、防災計画の説明と理解の促進 ・地震・風水害についての知識普及 ・住宅の耐震化促進 ・家具の転倒防止促進 ・備蓄品と持ち出し品の啓発 ・地区または町会ごとの普及啓発行動 ・防災研修会、講演会の開催 ・地区防災計画の配布と説明 ・子供向けの防災活動の促進 ・その他防災活動	随時 (町会、地区)
③地区の安全点検 ○	ハザードマップの確認 町会ごとの危険箇所確認	毎年9月ころ (町会・地区)
④避難行動要支援者の支援体制の整備 ○	町会ごとの活動と役割 ・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者の「個別避難計画」作成、検証 《住みよい町づくり協議会福祉の部会および防災協議会での支援サポート》 ・避難行動要支援者個別避難計画作成の支援 ・災害時要配慮者支援の方策検討	随時 (町会主導・地区) 個別避難計画の作成は本人・家族の同意を得て行う
⑤地区防災計画の見直し作業 ◎	防災活動の検証、見直し(PDCA サイクル)	毎年11月ころ (防災協議会)
⑥マイ・タイムラインの普及促進 ☆	地区住民一人一人の「防災行動計画」 いざというとき慌てることがないように避難に備えた行動をあらかじめ決めておくことの普及促進	年間を通じて (町会・地区)
⑦後継者の育成 ☆	防災士資格取得への補助 町会新役員の育成研修	年間を通じて (地区)
⑧他地区、他団体等との意見交換、協力、連携 ○	・市防災連合会第2ブロック (城北、安原、城東、白板地区) ・社会福祉協議会 ・松本市 危機管理部、住民自治局、地域づくりセンター 健康福祉部、建設部等との意見交換、協力、連携	随時 (防災連合会) (防災協議会) (住みよい町づくり協議会)

(2) 災害発生時

ア. 城北地区危機管理委員会による城北地区指揮本部の設置と運営

活動の詳細

活動名	担 当	活動内容 (詳細は危機管理委員会細則を参照)
本部員の招集 指揮本部の設置	本部長(町会連合会会長) 統括() 統括() 指揮班長 地域づくりセンター長	本部長他担当は、指揮本部要員を招集し城北地区危機管理委員会を開催し、指揮本部を設置する。 『設置基準』 震度5弱以上の地震 警戒レベル4以上の風水害
情報収集・伝達	本部長 統括() 総務班	防災無線等を通じて、①松本市災害対策本部等からの情報を地区内住民へ伝達 ②地区内の情報を松本市災害対策本部等へ報告 『取りまとめる主な情報』 一時集合場所への集合人数、安否情報 被害情報等
安否等状況確認 安否情報の集約	統括() 各町会(町会長)	町会長は自町会住民の安否確認を行い、指揮本部へ報告する。負傷者等により救助の応援が必要な場合はその旨も報告する。 『取りまとめる主な情報』 一時集合場所への集合人数、安否情報 被害情報等
災害時要支援者の 支援	各町会主導→地区でサポート 要支援者救護班(指揮班長) 救出・救護班 避難誘導班	町会は、避難行動要支援者リストに基づき、避難支援者と連絡を取り、要支援者の安否確認をする。 本部担当班は避難の支援を行う。救助の支援が必要な場合は指揮本部と連携を図り、応援要員を確保して避難支援を行う。 『連絡・避難開始のタイミング』 震度4以上の地震、 警戒レベル3以上の風水害
避難所の開設支援・ 運営支援	指揮本部長、統括	各避難所運営委員会と連絡を密にして、開設支援と開設後の運営支援を行う。

イ.組織体制 指揮本部の運営

災害等が発生した場合、または発生の可能性が極めて高い場合は「城北地区危機管理委員会」が「城北地区指揮本部」を立ち上げて、以下の人員で運営を担う。
(危機管理委員会編成表のとおり)

設置場所	本部員体制				
城北地区 地域づくりセンター (城北公民館)	本部長 (町会連合会会長)	総務班・班長 ()	避難誘導班・班長 ()	部員 ・町会長 ・防災部長 ・日赤奉仕団 ・町内公民館長 ・民生児童委員協議会 ・スポーツ協会 ・食生活改善推進協議会 ・他本部長指名者	協力員 ・医療・看護経験者 ・建設関係経験者 ・防災等関係経験者で本部長指名者
	副本部長 ()	搬出・救護班・班長 ()	給食・給水班・班長 ()		
	副本部長 ()	要支援者救護班・班長 ()			

ウ. 活動内容 情報の収集と伝達

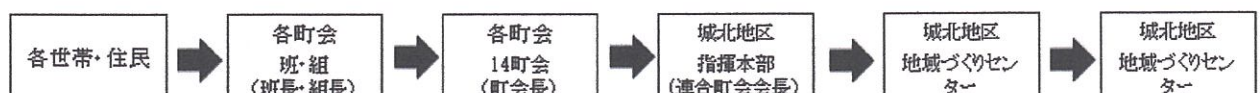
①松本市災害対策本部等からの情報を地区住民に伝達

- ・災害及び避難に関する情報
- ・緊急情報は、その情報を必要とする相手方(町会)に迅速に伝達する。



②地区内の情報を取りまとめて松本市災害対策本部等への報告

- ・緊急情報は、まずその情報を必要とする相手方に迅速に伝達する。



一時集合場所 (安否確認)

集合人数、安否情報、被害情報等 (負傷者、要支援者、建物損壊・火災、道路、上下水道、電力、ガス等)

4. 町会の防災活動

(1) 平常時

町会で定めた防災計画に沿って防災活動を推進する。

災害時要支援者について、個人情報・プライバシーを尊重し、本人及び家族の同意を得たうえで、可能な限りの個別避難計画の作成と検証を行う。

(2) 災害発生時

一時集合場所で安否確認を行い、その結果を町会長等に報告する。

ア.組織体制

町会の災害時体制については、各町会の規定による。

イ.活動内容

情報の収集と伝達

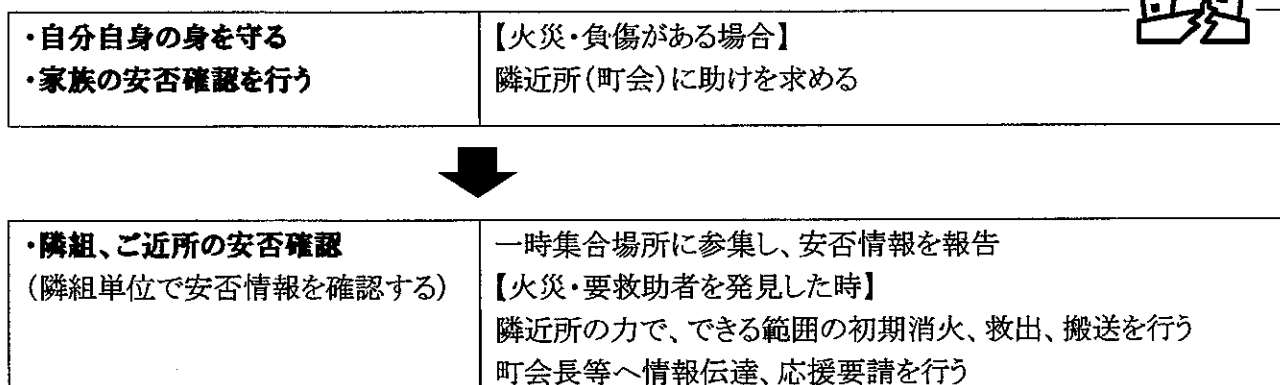
- ・集合人数
- ・安否情報
- ・被害情報等(負傷者、要支援者、建物損壊・火災、道路、上下水道、電力、ガス等)

その他各町会の規定による活動

ウ. 安否・安全確認と報告について

町会の防災計画に沿った行動を行う

①大地震発生時



・町会長(含代理者)が町内全世帯の安否確認と被害状況の把握、応援体制(態勢)づくり。

組長(または代理者)は、未確認者や町会未加入者の安否確認について、一時集合場所に集合した人に担当分けをして確認を依頼する。

➡その結果を町会長、防災部長等に報告、状況に応じて応援要請を行う。

➡町会長(または代理者)は、被害・要支援の報告を受けたときは指揮本部へ報告し指揮本部からの指示を待つ。

②豪雨、風水害、土砂災害、が地区内で発生する可能性が高い場合

- ・ 気象情報等により、豪雨・風水害、土砂災害等の発生可能性が高まり、松本市から**警戒レベル3(高齢者等避難に時間を要する人)**、**警戒レベル4(全員避難)**が発令された場合は、隣近所で声を掛け合って安全な場所に避難すること。
- ・ 避難の場合は、組長、町会長(含代理者)に所在の報告をすること
- ・ **町会長は指揮本部に報告する。**



③大規模火災や人為的災害の場合

- ・ 松本市や消防本部、警察等の公的機関から避難指示があった場合、緊急時は速やかにその指示に従うこととし、事象が落ち着いた段階で町会長等に報告すること。
- ・ **町会長は指揮本部に報告する。**



④感染症の場合



- ・ 保健所や病院などの公的機関の指示により個々で対応する。原則として町会や指揮本部への報告は不要とする。
- ・ なお、支援・援助が必要な場合は町会長に相談できる。町会長または当該事案に関係する者は、個人情報取扱規定に沿って対応しなければならない。

エ.要配慮者への支援活動

城北地区各町会とも要支援者への支援活動は可能な限り共通とする。
町会で別途規定がある場合は町会対応可。

- ㊦ 在宅の要支援者（要配慮者）は隣組で安否確認を行う。
- ㊧ 安全が確認できた要支援者（要配慮者）は組長→町会長→民生児童委員等へ報告する。
- ㊨ 組長は、安全が確認できた要支援者（要配慮者）に対して複数の人数でかつ安全な場所で待機するよう依頼する。
- ㊩ 安否確認が不明な要支援者（要配慮者）は組長→町会長→民生児童委員、防災部長等へ報告する。
- ㊪ 組長は、組内の会員等に安否確認が不明な要支援者（要配慮者）の自宅訪問等依頼し、当該不明者の状況をできるだけ把握する。その結果を町会長、民生児童委員、防災部長等に報告する。
- ㊫ 町会長（または代理者）は、組長より町内の安否確認が不明な要支援者（要配慮者）の報告を受けたときは、その旨を地区指揮本部に報告する。安否確認に人員を要する場合は、町会内、近隣町会長、地区指揮本部に支援要請を行う。

5. 町会別資料について

町会内の防災体制、防災関連規約、一時(いつとき)集合場所、町会別防災倉庫、保有資機材リスト等については各町会で作成し、町内会員等に周知する。

(参考)

- ・町会会則
- ・個人情報取扱規定
- ・自主防災会規約
- ・自主防災会組織図、組織名簿
- ・自主防災会 防災計画
- ・その他関係リストなど

Ⅲ. 防災タイムライン(防災行動計画)

ここでは、地震とそれ以外の災害について記述する。

もしもの時に備え、いざというときの行動を事前に決めておく。

災害はいつ起きるかわからないため、決めたとおりにはならないが、流れを知ることが必要。

1. 地震用 マイ・タイムライン



日 頃 の 備 え	自宅や周辺の危険度	☐ 自宅が現在の新耐震基準を満たしている。 (昭和56年(1981年)6月1日以降に新築、または耐震化工事を行っている) ☐ 周囲に倒壊の恐れがある建造物がなく、ある場合は場所を把握している。(ブロック塀、看板等)		
	避難する場所	避難場所	名称	徒歩時間(分)
		町会一時(いっとき)集合場所		
		指定避難所		
		指定緊急避難場所		
非常用持ち出し品	各家庭で必要なものを追加記入 ☐ 飲料水 ☐ 調理不要の食品 ☐ 体温計 ☐ 常備薬 ☐ 貴重品 ☐ 懐中電灯 ☐ 衣類 ☐ 下着類 ☐ マスク ☐ ウエットティッシュ ☐ モバイル充電器 ☐ 食器(紙コップ、皿、割りばし等) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			

日頃の備え	平常時	☐ 飲料水、食料の数量を確認 (最低3日分、できれば1週間分を備蓄。飲料水は1人1日3ℓ) ☐ 家具の転倒、落下防止対策 ☐ 非常持ち出し品を準備(リュックが望ましい) ☐ 家族内の災害時の連絡方法や集合場所を確認しておく ☐ 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を確認しておく ☐ 親族の連絡網を確認 ☐ 町会一時集合場所、指定避難所、指定緊急避難場所の確認 ☐ 防災の情報集手段の獲得(松本安心ネット、ヤフー防災情報等) ☐ 貴重品と重要書類の保管場所の確認 ☐ ペットの避難方法を確認する ☐ ☐ ☐	☐ 近所の人と協力体制を話し合っておく ☐ 防災訓練に参加する
-------	-----	---	--

初動	◆地震発生◆10分	まずは自分自身の身を守る ☐ 倒れてくる家具や落下物に注意 ☐ その場で安全な場所を探し、身を伏せ、頭等を守る ☐ 近くの家族の安全を確認する ☐ 火の始末をする ☐ ドアをあけて逃げ道を確保する ☐ 閉じ込められたときは大声などで外部に知らせる(音も有効) ☐ 屋外ではブロック塀の倒壊や窓ガラスの落下に注意 ☐ ☐
----	-----------	--



避難準備・避難行動	30分～数時間	☐ 余震に注意する ☐ 家を出るときはブレーカーを落とす。すべてのコンセントを抜く ☐ ガスの元栓を閉める ☐ 移動の際はブロック塀などには近づかない ☐ 火事を見つけたら大声で知らせる ☐ 町会一時（いっとき）集合場所に集まる ☐ 安否確認を行う ☐ 隣組内の災害時要配慮者に留意する ☐ 家族にわかる場所に、避難先を書いたメモを残す ☐ 災害用伝言ダイヤルや SNS 等を使って無事を知らせる ☐ ☐	☐ 近隣の安否確認 ☐ 情報収集と伝達 ☐ 初期消火 ☐ 救出活動
-----------	---------	--	--



避難生活	3日～数日	☐ 自宅が安全であれば、在宅避難をする ☐ 親戚・知人宅などに分散避難する ☐ 指定避難所等へはできるだけ町会でまとまって避難する ☐ 災害時要配慮者（要支援者）は個別避難計画に基づいて避難する ☐ 避難所では集団生活のルールを守る ☐ 自身と家族の体調管理に留意する ☐ ☐	☐ 体調に気を配る ☐ 避難所運営に協力
------	-------	---	---

2. 風水害・土砂災害用 マイ・タイムライン



日頃からの備え	自宅 (周辺) の状況	☐ ハザードマップ 浸水の恐れあり 浸水の深さ.....m～.....m ☐ 土砂災害の恐れあり (☐ がけ崩れ ☐ 土石流 ☐ 地すべり
	避難する場所	☐ ①..... 避難の方法: ☐ 車 ☐ 徒歩 ☐ 避難時間.....分 ☐ ②..... 避難の方法: ☐ 車 ☐ 徒歩 ☐ 避難時間.....分
	避難の目安 (タイミング)	☐ ☐
	非常時持ち出し品 (避難時)	☐ ☐

時間経過	警戒レベル	行政からの情報等 (気象庁、市役所など)	何をする? (各家庭状況に応じて追加で記入)	
			わたし(と家族)の動き	地域の動きや注意すること
日頃の備え	レベル 0		☐ 非常持出品の準備 ☐ 防災情報の収集 ☐ 避難経路、時間等の確認 ☐ 家族内の連絡方法	☐ 近所の人と協力体制を話し合っておく ☐ 空地や側溝で排水の悪いところの点検
2～5日前	レベル 1	台風・大雨に関する気象情報 (週間天気予報等) 早期注意情報	☐ 天気予報のチェック ☐ 家族の予定や居場所を確認 ☐ 家の周囲の点検 (風で飛ばないか、排水溝はふさがっていないか) ☐ 非常時持出品の確認 ☐ 備蓄品の確認 ☐	☐ 災害への心構えを高める ☐ 近所の人と避難方法等を確認

時間経過	警戒レベル	行政からの情報等 (気象庁、市役所など)	何をする？ (各家庭状況に応じて追加で記入)	
			わたし(と家族)の動き	地域の動きや注意すること
注意報	レベル 2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報	☐ 避難する場所、避難経路を再確認 ☐ 携帯電話の充電を確認 ☐ 避難の準備(持出物) ☐ _____ ☐ _____	
警報・高齢者等は避難	レベル 3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 高齢者等避難 避難所開設情報の提供 (防災無線、安心ネット等)	☐ 最新の雨量、避難所の開設状況など確認 ☐ 避難の準備 ☐ 独自のタイミングで避難 ☐ 高齢者等避難で避難開始 ☐ _____ ☐ _____	☐ 地域の要支援者に声掛け ☐ 避難時は町会担当者にその旨を連絡する
全員避難	レベル 4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 避難指示 避難所開設情報の提供 (防災無線、安心ネット等)	☐ 避難指示発令で避難所に避難開始、完了 ☐ 最新の状況を確認	☐ 避難時は町会担当者にその旨を連絡する
時間経過	警戒レベル	行政からの情報等 (気象庁、市役所など)	何をする？	
			わたし(と家族)の動き	地域の動きや注意すること
災害発生	レベル 5	大雨特別警報 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 災害が発生・切迫！ 自宅内や近くの建物など少しでも浸水しない高い場所や、少しでも土砂災害の危険が少ない場所へ移動！	

土砂災害警戒区域のある町会 蟻ヶ崎北町会(5丁目)、蟻ヶ崎台町会、白金町町会

- ・ 小石が落ちてくる、がけから水が湧き出る、がけにひび割れができる→かけ崩れの前兆
- ・ 地面にひび割れができる、地面が陥没・隆起する、斜面から水が噴き出す→地すべりの前兆

前兆現象を確認したり、いつもと様子が違うような時や記録的な大雨が続くような場合、身の危険を感じた場合は、避難情報が出ていなくても自らの判断で速やかに避難行動をとって安全な場所に避難し 自身や家族の命を守ってください。→土砂災害は原則立退き避難

土砂災害時の開設避難所は、城北公民館

○ 指定避難所へ行くことだけが避難ではありません！

避難とは、「難」を「避」けることです。

- 指定避難所への立退き避難
- 安全な親戚・知人宅への立退き避難
- 安全なホテル・旅館への立退き避難
- 車両一時避難駐車場への一時避難

IV. 防災関係施設、関係機関

1. 防災関係諸施設

(1) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させる場合や、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる場合に開設する施設(屋内)。

● 該当事項

施設名	所在地	災害の種類 ・地震 ・洪水 ・土砂災害 ・大規模火	要援護者優先				対象となる町会
					医療救護所		
					指定避難場所		
					指定避難所 想定収容人員(人)		
城北公民館	開智2-3-39	●	※		169	119	※ 対象者は全町会
松本深志高校	蟻ヶ崎3-8-1	●			4,870	680	蟻ヶ崎北、蟻ヶ崎台 深志ヶ丘、白金町 西町(7～9組) 《白板地区1町会》
開智小学校	開智2-4-51	●		※	4,507	875	蟻ヶ崎東、田町 新田町、北馬場 沢村、徒士町、簗町 ※ 対象者は全町会 《中央地区13町会》
旭町小学校	旭2-4-4	●			3,516	863	西町(1～5組)、堂町 《城東地区9町会》 《安原地区7町会》
信大附属中学校	桐1-3-1	●			3,139	529	同心口張 《安原地区2町会》

(2) 指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、「洪水」や「がけ崩れ、土石流及び地すべり」「地震」など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設（屋内、または公園・校庭等）

施設名	所在地	災害の種類	想定収容人数 (人)
開智公園テニスコート	開智 2-4-12	土砂災害・地震・大規模火災 洪水(100年に一度の洪水まで)	1,480
沢村公園テニスコート	沢村 2-1824-2	土砂災害・地震・大規模火災 洪水(100年、1000年とも可)	1,800

(3) 指定避難駐車場

風水害・土砂災害等の短期的な災害時(大規模地震等は除く)の避難行動において、分散避難の選択肢の一つとなる自家用車両による避難先として「一時避難駐車場」が指定された。

施設名	所在地	収容車両台数
松本市野球場北側駐車場	浅間温泉 1-35	約 100 台(最大受入台数 250 台)

(4) ペット同伴専用避難所

災害時に、ペットの飼い主が避難所への避難をためらうことがないように、ペットと一緒に避難生活を送れる『ペットと過ごす避難所』を指定。

施設名	所在地	収容世帯数	対象動物
南部屋内運動場	野溝東 2-10-1	概ね 30 世帯	ケージ等に入れて管理できる屋内飼育の動物

(5) 防災緑地

緑地は火災が延焼しにくく、また頭上に物が落ちてこないため、本質的に防災的な機能を持っている。緑地のいろいろな機能のうち、火災時の延焼防止機能や、地震後の避難場所としての機能など、災害時に発揮される機能に着目した緑地を防災緑地という。

名称	所在地（位置）	備考
城北地区防災緑地	松本市沢村 1 丁目 1,724 番地1	

(6) 福祉避難所

高齢者や障がいのある方、妊産婦等、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院に至らない程度の方とその家族が対象で、松本市では現状 72 か所(うち市外施設9か所)指定されている。

災害発生後3日目を目途に開設が見込まれるので、災害発生直後はまず指定避難所に避難する。指定避難所等において資格者によるスクリーニングに基づいて福祉避難所に移送が可能になる。

対象の可能性が高い要援護者(要配慮者)は城北公民館に優先避難とする。

2. 関連機関・施設の連絡先等

種別	機関等名称	住所	電話番号
自治体	松本市役所	丸の内 3-7	0263-34-3000
	松本市役所 危機管理課	〃	0263-33-9119
	松本市役所 消防防災課	〃	0263-33-1191
	城北地区地域づくりセンター	開智 2-3-39	0263-38-0120
	中央地区地域づくりセンター	大手 3-8-1	0263-39-5711
	安原地区地域づくりセンター	旭 2-11-13	0263-39-0701
消防署	松本広域消防局丸の内消防署	城西 2-1-23	0263-35-2411
	松本市消防団第2分団	城西 1-3-4	
警察署	長野県松本警察署	渚 3-11-8	0263-25-0110
	松本警察署北部交番	旭 2-11-14	0263-35-2320
医療機関 (近隣のみ)	信州大学医学部付属病院(赤)	傷病者は、医療救護所及び災害対応病院で医療関係者が対応。	
	相沢病院(赤)		
	丸の内病院(黄)		
	城西病院(緑)		
	松本市内 23 カ所に設ける医療救護所が、災害対応病院以外の地域の 病院の協力を得ながら、被災住民の第一次的な応急対応を担う。		
電 気	中部電力パワーグリッド㈱ 松本支社	埋橋 1-5-3	0120-984-565
水 道	松本市上下水道局	島立 1490-2	0263-48-6800
都市ガス	松本ガス㈱	渚 2-7-9	0263-25-6060

※標準化されたトリアージで医師により判定される。トリアージタグは4色(黒・赤・黄・緑)のマーク一付きカード。病院名横の(赤)(黄)(緑)はトリアージによる色分けに応じて役割分担を行う。

松本地域全体の医療を担う災害対応病院の機能を迅速かつ最大限に発揮させるため、松本市内 23 カ所に設ける医療救護所は、災害対応病院以外の地域の 病院の協力を得ながら、被災住民の第一次的な応急対応を担う。負傷者等の移送はまず医療救護所へ(近隣では、開智小学校、旭町中学校)

この指定避難所および指定緊急避難場所の配置図は、松本市のホームページにある「松本デジタルまっぷ 防災(地震防災マップ)」より、城北地区を中心とした指定避難所および指定緊急避難場所を表示したものです。



V. そ の 他

1. 城北公民館独自保有防災資機材リスト

別紙作成

2. 城北地区14町会概要

令和5年4月1日現在

町会名	世帯数 (世帯)	居住者数 (人)	高齢者数 (人)	一人暮らし 高齢者数 (人)
蟻ヶ崎東	471	1,019	299	56
蟻ヶ崎北	587	1,169	337	48
蟻ヶ崎台	378	841	248	60
深志ヶ丘	162	279	120	56
田町	155	311	81	12
新田町	154	279	75	11
北馬場	43	89	37	3
沢村	504	1,077	293	55
白金町	832	1,784	351	73
徒士町	89	216	49	11
旗町	80	144	45	7
西町	114	245	66	16
堂町	81	181	43	10
同心口張	83	159	51	8
城北地区合計	3,733	7,793	2,092	426
松本市合計	108,573	235,720	67,015	9,504

3. 城北地区危機管理規程

- 第1条 城北地区内（以下「地区内」という）における危機管理を行うため、城北地区危機管理規程（以下「本規程」という）を定める。
- 第2条 本規程における危機管理の危機とは、自然災害、および人為的災害で「地区内において重大な被害を生じる現象」をいう。
- 第3条 本規程は、平常時にあつては城北地区防災協議会（以下「防災協議会」という）、災害等発生時にあつては城北地区危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という）に関する事項を定める。
- 第4条 防災協議会は、別に定める城北地区防災協議会会則により活動する。
- 第5条 防災協議会は、平常時の活動を行う事務局となる。組織編成、活動内容等は城北地区防災計画及び年間の活動計画において定める。
- 第6条 災害等が発生した場合、または発生の可能性が極めて高い場合は「危機管理委員会」を立ち上げる。組織体制と活動内容は地区防災計画に定める。
- 第7条 本規程に定めるもののほか、地区内の危機管理の対応について必要な事項は防災協議会役員会において審議し議決する。
- 第8条 本規程は城北地区防災計画の発効時に施行する。

第9条 本規程の改定は、防災協議会会長が起案し、防災協議会の役員会の審議と住みよい町づくり協議会安全の部会の承認を得て施行する。

第10条 本規程の施行により、平成22年4月1日施行の城北地区自主防災連合会規約は廃止する。

4. 城北地区防災協議会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は「城北地区防災協議会」(以下「本会」という)と称し、事務局を松本市城北公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、城北地区内(以下「地区内」という)で生活する住民の自主防災活動を調整し安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与するため、自然災害や人為的災害(以下「災害等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2. 地区内の災害等発生時には、関係機関と連携し地区内町会の調整・統括をおこなう。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)地区内の防災力向上に資する調査、研究、提言、事業協力等を行うこと。
- (2)地区防災計画に関すること。
- (3)地区防災計画に基づいた防災活動を推進すること。
- (4)防災知識の普及、啓発に関すること。
- (5)他組織、関係団体との連携に関すること。
- (6)その他本会の目的を達成するために必要な活動実施に関すること。
- (7)地区内における災害等発生時の危機管理に関する調整・統括をすること。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名(城北地区防災連合会会長が兼務する)。
- (2)副会長 2名(城北地区町会連合会会長及び同地区防災連合会副会長が兼務する)。
- (3)幹事 3名(本会会長または本会副会長が指名する)。

2. 本会に上記以外の役員を役員会の承認または会長の指名により置くことができる。

3. 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4. 会長は本会を代表して会務を総括し役員会を招集するとともに会議を主宰する。

5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

6. 幹事は、会長・副会長を補佐し、会務を運営する。

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する地区内に居住または勤務、在学する者で、参加を希望する有志によって構成する。

2. 会員は賛助会員とし、必要に応じて本会に意見を具申できる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、城北地区防災連合会役員がその任に当たる。

(役員会)

第7条 本会に役員会を置き、会長または副会長が随時招集して次の事項を審議する。

- (1)地区防災計画における、平常時に関する事項。
- (2)災害等発生時における危機管理委員会に関する事項。

(3)役員に関する事項。

(4)その他必要とされる事項。

(運営経費)

第8条 本会の運営経費はその使途により、城北地区町会連合会、城北地区住みよい町づくり協議会各部会、城北地区防災連合会等の支払金を充てる。

2.費用の支払いについては、各会に会計報告を行う。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(平常時対応)

第10条 本会は、平常時の防災活動を推進するため、城北地区町会連合会会長を統括本部長とする体制を編成し、地区防災計画による防災訓練等を立案する。

(災害時対応)

第11条 本会は、災害等発生時には城北地区町会連合会会長を本部長とする危機管理委員会を組織する。

2.危機管理委員会は城北地区住みよい町づくり協議会、地区内14町会の町会長・防災部長・自主防災会等との調整を図り、地区防災計画による災害等発生時における危機管理体制を組織し、行政機関や関係諸団体等と協調して災害対応に当たる。

(補 則)

本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で別に定める。

(附 則) 1.本会則は、新たに制定する城北地区防災計画の発効時に施行する。

2.本会則が施行されるまで、本会の最初の会長は古田健司(城北地区防災連合会会長)、最初の副会長は窪田隆彦(城北地区町会連合会会長)同じく村田誠一(城北地区防災連合会副会長)、最初の幹事は山岸運司(城北地区防災連合会前会長)原和陽(城北地区防災連合会会計)高木三男(住みよい町づくり協議会安全の部会副部会長)とする。

3.設立当初の役員の任期は、令和7年6月30日までとし、令和7年7月1日以降は第4条の役員が就任する。

5. 城北地区防災計画策定委員会 名簿

役職	氏 名	所属町会	所属団体	住みよい町づくり協議会
委員長	古田 健司	沢村	防災連合会(会長)	安全の部会(部会長)
委 員	窪田 隆彦	白金町(町会長)	町会長会(会長)	協議会会長 健康の部会
〃	小林 英一	蟻ヶ崎東(町会長)	町会連合会	健康の部会(部会長)
〃	細萱 康二	蟻ヶ崎北	〃	〃
〃	三村伊津子	徒士町	ボランティア「メイツ」	福祉の部会(部会長)
〃	宮田 幸子	蟻ヶ崎東	町内公民館会町会	〃
〃	大森 茂	同心口張	〃	〃
〃	大月ひろ子	新田町	民生児童委員協議会	監事
〃	岡田 敏子	白金町	日赤奉仕団	
〃	塚田きよ子	蟻ヶ崎台	民生児童委員協議会	
〃	小澤 美咲		松本市社会福祉協議会	
〃	堀 敬子		城北地区地域づくりセンター(センター長)	
事務局	高木 三男	徒士町(町会長)	町会長会	安全の部会
〃	山岸 運司	白金町	城北地区防災連合会	〃
〃	原 和陽	蟻ヶ崎北	〃	〃
〃	村田 誠一	西町	〃 日本防災士会・長野県支部	〃

(役職名)は町会長、会長、部会長、センター長のみ記載し、他は省略

令和6年11月18日現在

== 改訂履歴 ==

[illegible]